

各地方整備局長 殿

国土交通事務次官
(公印省略)

「工事請負業者選定事務処理要領」の一部改正について

標記について、工事請負業者選定事務処理要領（昭和41年12月23日付け建設省厚第76号）の一部を下記のとおり改正することとしたので、遺漏なきよう措置されたい。

記

第5第3項中「提出する」を「提出させる」に改める。
様式3を次のように改める。

※ 発行番号

※ 業者コード

業 態 調 査 書 (「道路・河川・官庁営繕・公園関係」その1)

有資格技術職員内訳

種	種 別	種別・種別・資格区分コード	人 数	
			一 級	二 級
技	建設機械施工管理技士	一 級	111	
		二 級	212	
工	土木施工管理技士	一 級	113	
		二 級	214	
		土木	215	
		鋼構造物塗装	216	
管	建設施工管理技士	一 級	120	
		二 級	221	
		建築	222	
		配係	223	
技	電気工事施工管理技士	一 級	127	
		二 級	228	
技	管工事施工管理技士	一 級	129	
		二 級	230	
士	電気通信工事施工管理技士	一 級	131	
		二 級	232	
士	造園施工管理技士	一 級	133	
		二 級	234	

技	技術部門	選 択 科 目 ・ 資 格 区 分 コー ド	人 数	
			一 級	二 級
類	建設	「鋼構造及びコンクリート」	142	
		その他	141	
	農業	「農業農村工学」	143	
		—	144	
	電気電子部門	「流注機器」又は「熱・動力エネルギー機器」	146	
		その他	145	
	機械	「流注機器」又は「熱・動力エネルギー機器」	146	
		その他	145	
	上下水道	「上下水道及び工業用水道」	148	
		その他	147	
	森林	「林業・林産」	150	
		「森林土木」	151	
	衛生工学	「水質管理」	153	
		「廃棄物・資源循環」	154	
士	建設士	一級建設士	137	
		二級建設士	238	
技	建築士	一級建築士	239	
		二級建築士	62	

施工管理技士・技術士・建築士等の合計	人 数
--------------------	-----

監理技術者資格者証及び監理技術者講習修了証の所持者数	
登録基幹技術者講習修了証の所持者数	

記載要領

- ※ 「有資格技術職員内訳」の人数については、申請時点で在籍している有資格技術職員の資格の内訳について記載すること。
- ※ 表2、「監理技術者資格者証及び監理技術者講習修了証の所持者数」については、同技術者名簿(別紙二)の資格者証交付番号欄に同交付番号が記載されている技術者で監理技術者講習修了証を所持している技術者を集計し、合計人数を記入すること。
- ※ 令和2年1月1日以後に監理技術者資格者証の交付を受けたもの。
- ※ 「登録基幹技術者講習修了証の所持者数」欄については、建設業施行規則第18条の3第2項第2号に規定する登録基幹技術講習修了した者であって、雇用期間を特約に規定することなく常時雇用されている者を記入すること。

附 則 (令和6年10月1日付け国会公契第8号)

この通知による改正後の工事請負業者選定事務処理要領は、地方整備局の所掌する工事の請負契約を令和7年4月1日以降に締結する場合の一般競争及び指名競争に参加する者に必要な資格並びに当該資格の審査並びに競争に参加する者の選定等に関する事務の取扱いについて適用する。